

管理型検査制度(LIA-140) 新旧対照表 (令和5年11月1日施行)

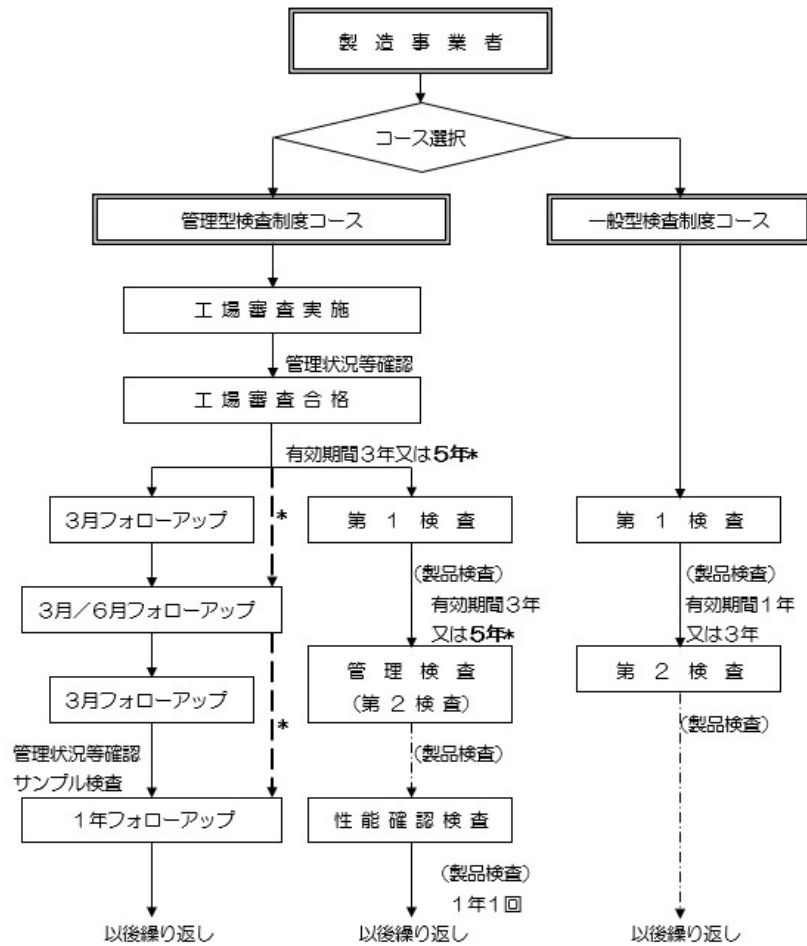
新	旧
<p>目次</p> <p>XXII <u>附則</u> 59</p>	<p>目次</p> <p>XXII <u>付則</u> 59</p>
<p>I 管理型検査制度について</p> <p>1～6 略</p> <p>7 手数料</p> <p>(1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状況を考慮し算定し、「製品認証手数料規程」(LIA-115)に定める。</p> <p>(2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。</p> <p>(3) 手数料は、現金、本会の取引銀行への振込みにより、検査等の申請書の受理の際に収納するものとする。</p>	<p>I 管理型検査制度について</p> <p>1～6 略</p> <p>7 手数料</p> <p>(1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状況を考慮し算定し、「製品認証手数料規程」(LIA-115)に定める。</p> <p>(2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。</p> <p>(3) 手数料は、現金、<u>持参人払い式の小切手</u>、本会の取引銀行への振込み <u>又は郵便普通為替</u>により、検査等の申請書の受理の際に収納するものとする。</p>

新

II 検査フロー

1 検査制度フロー

(管理型検査制度コース・一般型検査制度コース)



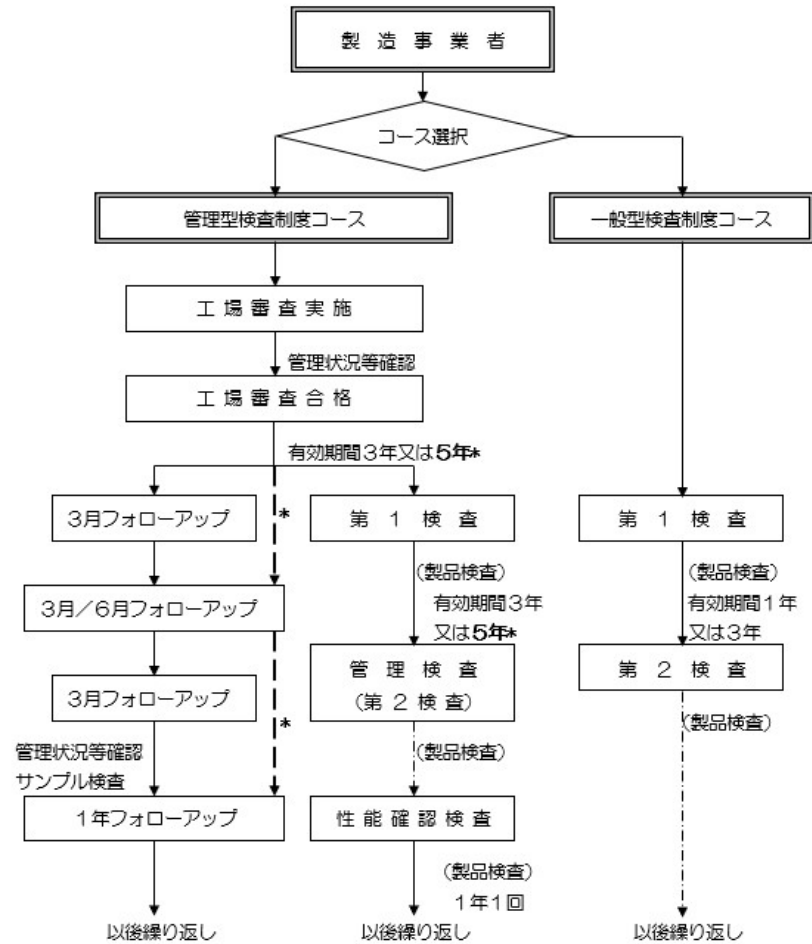
*: ISO9000's 特別適用事業者

旧

II 検査フロー

1 検査制度フロー

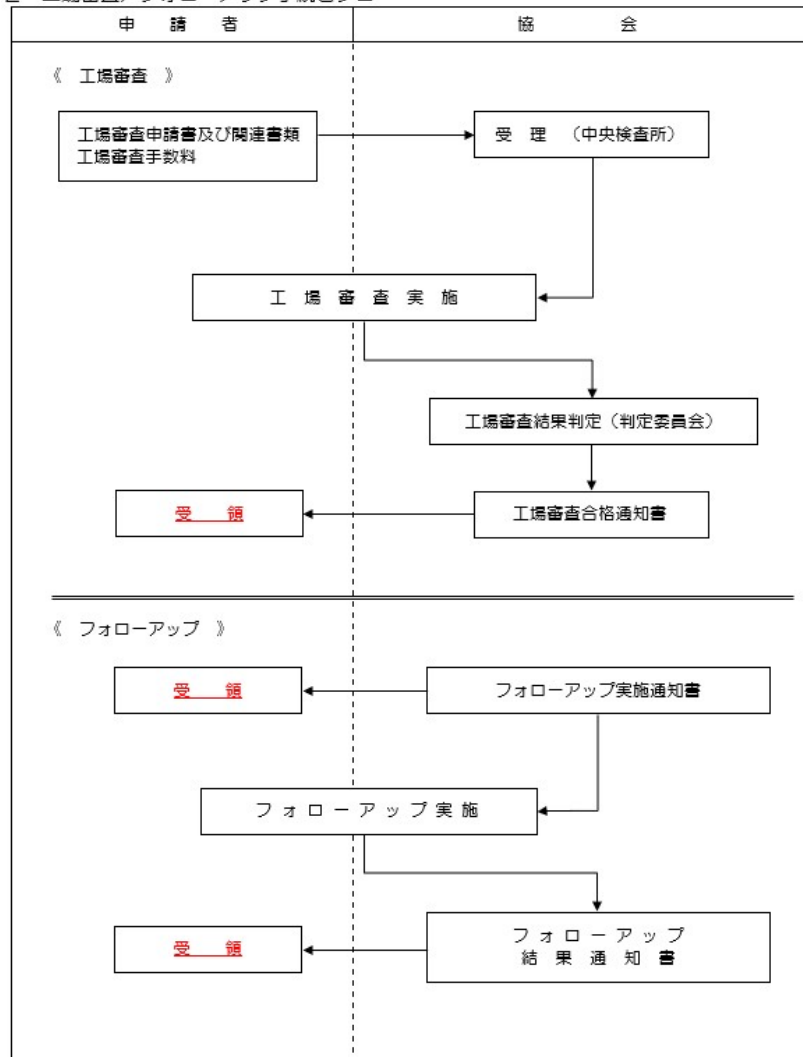
(管理型検査制度コース・一般型検査制度コース)



*: ISO9000's 特別適用事業者

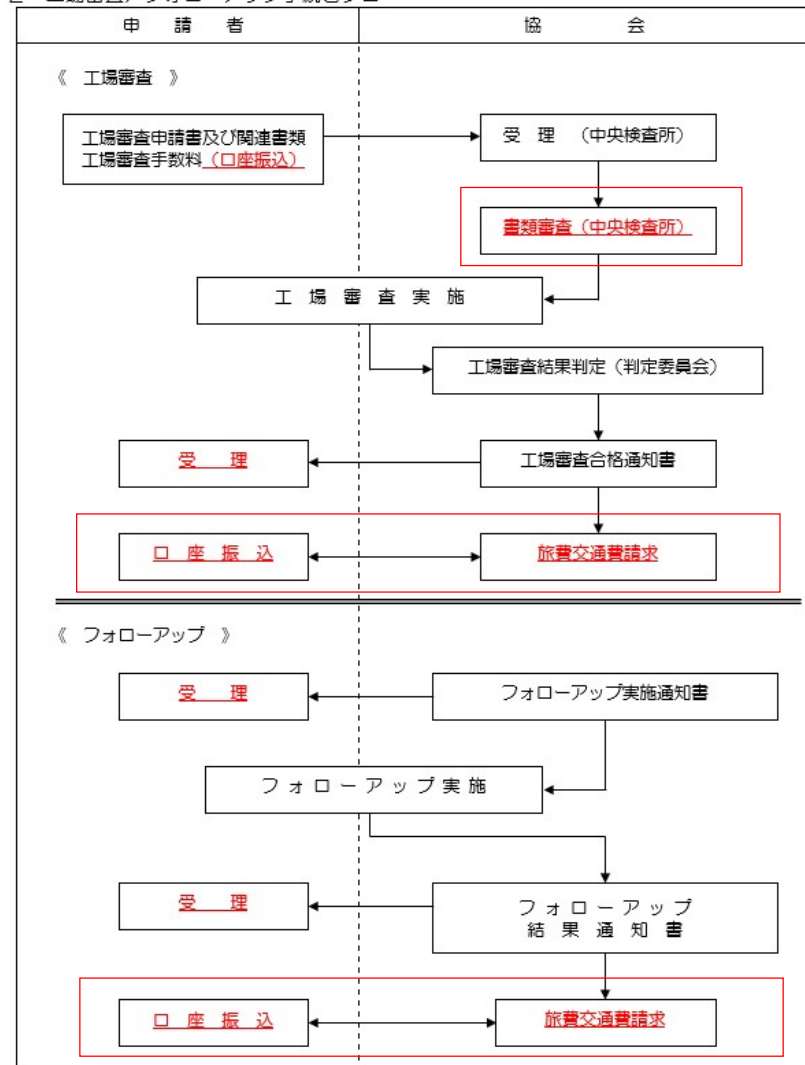
新

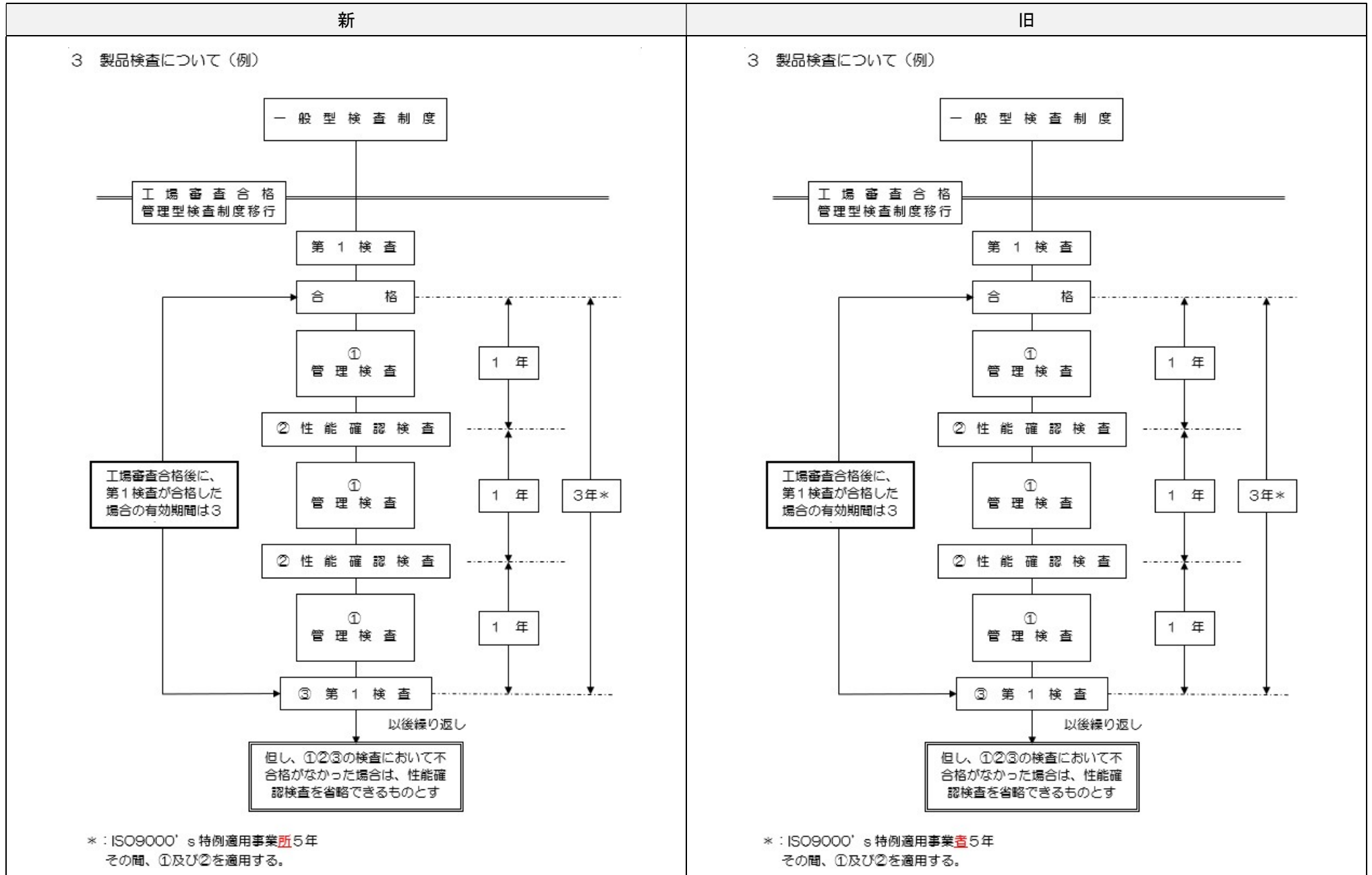
2 工場審査/フォローアップ手続きフロー



旧

2 工場審査/フォローアップ手続きフロー





新	旧
<p>Ⅲ 略</p> <p>Ⅳ 管理検査について</p> <p>1 申請手順</p> <p>(1) 「管理検査申請書」に必要事項を記入の上、担当事業所(支所又は中央検査所)に提出して下さい。</p> <p>(2) 所定の検査手数料を銀行口座(「X I 手数料について」を参照下さい。)への振込等によりお支払い下さい。</p> <p>(3) 管理検査を行った結果を「第2検査記録表」に記載し、検査責任者の承認後、担当事業所(支所又は中央検査所)に提出して下さい。</p> <p>(4) (1) (2)が揃った時点で申請受理とします。</p> <p>(5) 管理検査に合格した後、合格した製品数量に応じた証票を発行いたします。</p> <p>2 事業所の担当区域は、原則として、次のとおりです。</p> <p>(1) 中央検査所・・・担当地域(関東、<u>甲信越</u>、東北、北海道) 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL 0467-78-8645 FAX 0467-77-7499</p> <p>(2) <u>中部西日本支所</u>・・・担当地域(東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、<u>沖縄</u>) <u>〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-19-13 川島ビル2F</u> <u>TEL 052-683-5445 FAX 052-683-5446</u></p>	<p>Ⅲ 略</p> <p>Ⅳ 管理検査について</p> <p>1 申請手順</p> <p>(1) 「管理検査申請書」に必要事項を記入の上、担当事業所(支所又は中央検査所)に提出して下さい。</p> <p>(2) 所定の検査手数料を銀行口座(「X I 手数料について」を参照下さい。)への振込等によりお支払い下さい。</p> <p>(3) 管理検査を行った結果を「第2検査記録表」に記載し、検査責任者の承認後、担当事業所(支所又は中央検査所)に提出して下さい。</p> <p>(4) (1) (2) (3)が揃った時点で申請受理とします。</p> <p>(5) 管理検査に合格した後、合格した製品数量に応じた証票を発行いたします。</p> <p>2 事業所の担当区域は、原則として、次のとおりです。</p> <p>(1) <u>大阪支所</u>・・・担当地域(関西、九州、四国地区及び北陸の一部地区) <u>〒541-0053 大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル</u> <u>TEL 06-6264-6606 FAX 06-6264-6616</u></p> <p>(2) <u>山梨支所</u>・・・担当地域(甲信地区) <u>〒407-0014 山梨県韮崎市富士見 1-7-3 清水ビル</u> <u>TEL 0551-22-0155 FAX 0551-22-7285</u></p> <p>(3) <u>名古屋支所</u>・・・担当地域(東海地区) <u>〒456-0002 名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館</u> <u>TEL 052-683-5445 FAX 052-683-5446</u></p> <p>(4) 中央検査所・・・担当地域(関東、<u>北陸</u>、東北、北海道地区) 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL 0467-78-8645 FAX 0467-77-7499</p>

新	旧
<p>V～IX 略</p> <p>X I 手数料について</p> <p>1 略</p> <p>2 手数料の振込先について</p> <p>(1) 第1検査、性能確認検査、項目別検査、工場審査</p> <p>振込先 : リソナ銀行 長後支店</p> <p>普通預金 口座番号 0120533</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>(2) 管理検査</p> <p>振込先1 : 三井住友銀行 日比谷支店</p> <p>普通預金 口座番号 0923155</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>振込先2 : 三菱UFJ銀行 東京公務部</p> <p>当座預金 口座番号 0004876</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>(3) 略</p>	<p>V～IX 略</p> <p>X I 手数料について</p> <p>1 略</p> <p>2 手数料の振込先について</p> <p>(1) 第1検査、性能確認検査、項目別検査手数料、工場審査手数料</p> <p>振込先 : リソナ銀行 長後支店</p> <p>普通預金 口座番号 0120533</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>(2) 管理検査手数料</p> <p>振込先1 : 三井住友銀行 日比谷支店</p> <p>普通預金 口座番号 0923155</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>振込先2 : 三菱東京UFJ銀行 東京公務部</p> <p>当座預金 口座番号 4876</p> <p>口座名 ザイ)ニホンエルピーガスキケンサキョウカイ</p> <p>(3) 略</p>
<p>X II 略</p>	<p>X II 略</p>
<p>X III 通知書等の一時停止及び取消し等について</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本会が通知書等の取消しの措置を実施した場合、本会の認証製品一覧表から当該製品を削除する。また、当該製造事業者等は、速やかに当該通知書等及び証票を本会に返却しなければならない。ただし、本会が受理した当該製品に係る製品、手数料、提出書類等は返却しない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>X III 通知書等の一時停止及び取消し等について</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本会が通知書等の取消しの措置を実施した場合、本会の認証製品リストから当該製品を削除する。また、当該製造事業者等は、速やかに当該通知書等及び証票を本会に返却しなければならない。ただし、本会が受理した当該製品に係る製品、手数料、提出書類等は返却しない。</p> <p>4～8 略</p>

新	旧
<p>XIV 異議申立て</p> <p>本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 異議申立ての処理</p> <p>(1) 異議申立書の提出</p> <p>異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。</p> <p>(2) 異議申立ての受理</p> <p>異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 異議申立ての判定と処理</p> <p>1) 審理の結果は、申立て後 3 か月以内に、「<u>苦情等申立てに関する処置報告書</u>」により申立者に通知する。</p> <p>2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。</p> <p>(4) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い</p> <p>本会の審理結果に不服のある場合、通知書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する<u>不服申立て</u>ができるものとする。</p>	<p>XIV 異議申立て</p> <p>本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 異議申立ての処理</p> <p>(1) 異議申立書の提出</p> <p>異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。</p> <p>(2) 異議申立ての受理</p> <p>異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。</p> <p>(3) <u>異議申立ての審理</u></p> <p>1) <u>本会が異議申立てを受理した場合、受理した日から 30 日以内に「苦情処理委員会」を開催し、当該審理を開始するものとする。</u></p> <p>2) <u>苦情処理委員会の開催にあたって、開催日、委員等を申立者に事前に通知する。</u></p> <p><u>なお、本会の出席要請にも拘わらず正当な理由なく申立者が欠席した場合は、異議申立ての撤回があったものと見なすものとする。</u></p> <p>3) <u>申立者は、自己の指名する証人を出席させることができる。ただし、本会に対し文書により事前に通知した場合に限る。</u></p> <p>4) <u>当該審理に直接関係のある当事者を参加させることはできない。</u></p> <p>(4) 異議申立ての判定と処理</p> <p>1) 審理の結果は、申立て後 3 か月以内に、「<u>審理結果通知書</u>」により申立者に通知する。</p> <p>2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。</p> <p>(5) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い</p> <p>本会の審理結果に不服のある場合、通知書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する<u>異議申立て</u>ができるものとする。</p>

新	旧
<p>XV 管理型検査制度運用規則 (LIA-140-1)</p> <p>第1条</p> <p>1 管理型検査制度は、申請者が選択できる任意制度とする。</p> <p>2 管理型検査制度は、別紙-1に掲げる品目に適用する。</p> <p>3 管理型検査制度においては、工場審査の申請をもって当該申請者が「検査通則」(LIA-120)及び「管理型検査制度」(LIA-140)の適用を承諾したものとする。</p> <p><u>4 管理型検査制度を選択する場合は、原則、品目(類似品を含む。)の6ヶ月間の生産実績を有し、品質が安定しているものとする。</u></p> <p>5 管理型検査制度を<u>選択</u>する場合は、別に定める「XVI 検査設備等管理規則」(LIA-140-2)に定義する検査設備を適切に維持していなければならない。</p> <p>6 本規則に定めのない事項については「検査通則」(LIA-120)を適用する。</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 同一型式区分内に複数「形式」がある場合、第1検査の重複する検査項目を省略することができるものとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 性能確認検査は、品目ごとに別に定める検査項目による検査を、<u>形式</u>ごとに1年1回、原則として本会の中央検査所において実施する。</p> <p>9～10 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>第8条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 届出内容が、第1検査により確認した適合性に影響を与える変更又は追加と認められる場合、変更等の内容確認又は再評価のために必要な書類等の提出及び検査(項目別検査)を<u>要求</u>する。</p> <p>5 前3項及び前4項に係る必要な書類、試料の提出及び手数料の収納をもって軽微変更又は追加に係る申請を受理する。</p>	<p>XV 管理型検査制度運用規則 (LIA-140-1)</p> <p>第1条〈総則〉</p> <p>1 管理型検査制度は、申請者が選択できる任意制度とする。</p> <p>2 管理型検査制度は、別紙-1に掲げる品目に適用する。</p> <p>3 管理型検査制度においては、工場審査の申請をもって当該申請者が「検査通則」(LIA-120)及び「管理型検査制度」(LIA-140)の適用を承諾したものとする。</p> <p>4 管理型検査制度を<u>採用</u>する場合は、別に定める「XVI 検査設備等管理規則」(LIA-140-2)に定義する検査設備を適切に維持していなければならない。</p> <p>5 本規則に定めのない事項については「検査通則」(LIA-120)を適用する。</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 同一型式区分内に複数「形式」がある場合、第1検査の重複する検査項目を省略することができるものとする。<u>また、省略できる項目は別途定めるものとする。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>8 性能確認検査は、品目ごとに別に定める検査項目による検査を、<u>型式</u>ごとに1年1回、原則として本会の中央検査所において実施する。</p> <p>9～10 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>第8条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 届出内容が、第1検査により確認した適合性に影響を与える変更又は追加と認められる場合、変更等の内容確認又は再評価のために必要な書類等の提出及び検査(項目別検査)を<u>指示</u>する。</p> <p>5 前3項及び前4項に係る必要な書類、試料の提出及び手数料の収納をもって軽微変更又は追加に係る申請を受理する。</p>

新	旧
<p>6 <u>前5項により確認した結果について、「検査の結果についての通知書」及び「変更又は追加申請についての承認書」を発行する。この承認書は、当該第1検査の合格有効期間内で有効とする。</u></p> <p>7 継続する第1検査時に変更又は追加を同時に申請する場合にあっては、当該申請書にその旨を記載し、申請することができる。この場合、前4項、前5項及び第6項を適用する。</p> <p>第9条～第10条 略</p> <p>第11条く 検査責任者及び証票管理責任者の職務 〉 検査責任者及び証票管理責任者の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 検査責任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理検査に係る業務の円滑な実施 (2) 管理検査記録の作成 (3) 管理検査に関する事項についての本会への連絡 (4) 管理検査に関する帳簿等の作成及びその管理 (5) 管理検査不合格時の出荷停止等の処置 <p>2 略</p> <p>第12条く 証票の管理 〉</p> <p>1 略</p> <p>2 証票管理責任者を定め、以下の管理手順を徹底すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 証票管理台帳を備え、受入れ、払出しの管理すること。 (2) 管理検査合格を確認した後に数量、種類を確認し払い出すこと。 (3) 適切に貼付が完了したことを確認すること。 (4) 紛失、損傷、混入等を防止するため、明確な識別及び区分等の保管管理を徹底すること。 (5) 毎月末に管理台帳と証票数量を確認し、記録すること。 	<p>6 <u>項目別検査の結果については、「検査の結果についての通知書」によりその内容を通知する。</u></p> <p>7 <u>項目別検査を実施した場合にはその結果を鑑み、軽微な変更及び追加が当該形式の技術上の基準への適合性に影響を及ぼさないと判断した場合に「変更又は追加申請についての承認書」を発行する。この通知書は、当該第1検査の合格有効期間内で有効とする。</u></p> <p>8 継続する第1検査時に変更又は追加を同時に申請する場合にあっては、当該申請書にその旨を記載し、申請することができる。この場合、前4項、前5項及び第6項を適用する。</p> <p>第9条～第10条 略</p> <p>第11条く 検査責任者及び証票管理責任者の職務 〉 検査責任者及び証票管理責任者の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 検査責任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理検査に係る業務の円滑な実施 (2) 管理検査記録の作成 (3) 管理検査に関する事項についての本会への連絡 (4) 管理検査に関する帳簿の作成及びその管理 (5) 管理検査不合格時の出荷停止等の処置 <p>2 略</p> <p>第12条く 証票の管理 〉</p> <p>1 略</p> <p>2 証票管理責任者を定め、以下の管理手順を徹底すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 証票管理台帳を備え、受入れ、払出しの管理すること。 (2) 管理検査合格を確認した後に数量、種類を確認し払い出すこと。 (3) 適切に貼付が完了したことを確認すること。 (4) <u>証票貼付者に対し証票の貼付前確認を徹底すること。</u> (5) 紛失、損傷、混入等を防止するため、明確な識別及び区分等の保管管理を徹底すること。 (6) 毎月末に管理台帳と証票数量を確認し、記録すること。

新	旧
<p>3～4 略</p> <p>第13条く 第1検査又は性能確認検査での不合格の処置)</p> <p>1 製品検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 提出された「<u>対策書</u>」により、再評価に必要な措置について「再評価措置通知書」を発行する。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「<u>対策書</u>」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 検査設備等検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 提出された「<u>対策書</u>」により、再評価に必要な措置について「再評価措置通知書」を発行する。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 前(5)項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「<u>対策書</u>」が提出された場合に限る。</p> <p>(8) 略</p> <p>第14条く 管理検査での不合格の処置)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 「<u>対策書</u>」及び不合格の内容が当該製品の基準適合性に影響するおそれがあると認められる場合、再評価のために必要な書類等の提出、検査、調査等を「再評価措置通知書」により要求する。なお、「再評価措置通知書」に記載される有効期限内に本措置に係る手続きを取らなかった場合、本措置を打ち切り、第1検査合格を取り消すものとする。また、この有効期限は、原則として、発効日から3か月以内とする。</p> <p>4 「<u>対策書</u>」及び不合格の内容が当該製品の基準適合性に影響するおそれがな</p>	<p>3～4 略</p> <p>第13条く 第1検査又は性能確認検査での不合格の処置)</p> <p>1 製品検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 提出された「<u>対策書</u>」により、再評価に必要な措置について「再評価措置通知書」を発行する。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「<u>対策書</u>」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 検査設備等検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 提出された「<u>対策書</u>」により、再評価に必要な措置について「再評価措置通知書」を発行する。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 前(5)項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「<u>対策書</u>」が提出された場合に限る。</p> <p>(8) 略</p> <p>第14条く 管理検査での不合格の処置)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 「<u>対策書</u>」及び不合格の内容が当該製品の基準適合性に影響するおそれがあると認められる場合、再評価のために必要な書類等の提出、検査、調査等を「再評価措置通知書」により要求する。なお、「再評価措置通知書」に記載される有効期限内に本措置に係る手続きを取らなかった場合、本措置を打ち切り、第1検査合格を取り消すものとする。また、この有効期限は、原則として、発効日から3か月以内とする。</p> <p>4 「<u>対策書</u>」及び不合格の内容が当該製品の基準適合性に影響するおそれがな</p>

新	旧
<p>いと認められる場合又は前項の結果が良好と認められる場合、当該ロットに係る管理検査を再申請することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 当該ロットを構成する全ての製品に対して「<u>対策書</u>」に基づく不合格原因の除去・改善等を行い、再度管理検査に合格するまで、出荷を停止するなどの処置を行わなければならない。</p> <p>7～8 略</p> <p>以下略</p>	<p>いと認められる場合又は前項の結果が良好と認められる場合、当該ロットに係る管理検査を再申請することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 当該ロットを構成する全ての製品に対して「<u>対策書</u>」に基づく不合格原因の除去・改善等を行い、再度管理検査に合格するまで、出荷を停止するなどの処置を行わなければならない。</p> <p>7～8 略</p> <p>以下略</p>
<p>XVI 略</p>	<p>XVI 略</p>
<p>XVII 性能確認検査運用規則 (LIA-140-3)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条〈検査項目〉</p> <p>1 調整器 1-1) 単段減圧式調整器 ⑤閉塞圧力 1-3) 自動切替式調整器等 ⑤閉塞圧力</p> <p>以下略</p>	<p>XVII 性能確認検査運用規則 (LIA-140-3)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条〈検査項目〉</p> <p>1 調整器 1-1) 単段減圧式調整器 ⑤閉そく圧力 1-3) 自動切替式調整器等 ⑤閉そく圧力</p> <p>以下略</p>
<p>XVIII 性能確認検査省略手数料規則 (LIA-140-4)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(別表1) 性能確認検査省略手数料 <u>(税抜き)</u></p>	<p>XVIII 性能確認検査省略手数料規則 (LIA-140-4)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(別表1) 性能確認検査省略手数料</p>
<p>XIX 工場審査実施規則 (LIA-140-5)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条</p> <p>工場審査は、次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>1 会社の沿革、経歴書</p> <p>2 会社、工場の組織図（管理職は氏名を記入する。）</p> <p>3 工場位置図、配置図（材料倉庫、製造設備、試験・検査設備、製品倉庫等に分類する。）</p>	<p>XIX 工場審査実施規則 (LIA-140-5)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条</p> <p>工場審査は、次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>1 会社の沿革、経歴書</p> <p>2 会社、工場の組織図（管理職は氏名を記入する。）</p> <p>3 工場位置図、配置図（材料倉庫、製造設備、試験・検査設備、製品倉庫等に分類する。）</p>

新	旧																						
4 工場審査の申請品目及び区分 5 検査設備等、主要試験設備及び製造設備の一覧表（品名、製造者名、仕様、台数等） 6 製造工程図（検査工程図を <u>含む</u> 。） 7 品質管理の方法（社内規程一覧表、品質保証体制（フロー図等）） 8 <u>6ヶ月間の生産実績（初回のみ）</u> 9 その他必要と認められるもの	4 工場審査の申請品目及び区分 5 検査設備等、主要試験設備及び製造設備の一覧表（品名、製造者名、仕様、台数等） 6 製造工程図（検査工程図を <u>含めて器種ごとに記入する</u> 。） 7 品質管理の方法（社内規程一覧表、品質保証体制（フロー図等）） 8 その他必要と認められるもの																						
XX 略	XX 略																						
XX I 管理検査抜取表（LIA-140-7） (1) 調整器 1-1) 単段減圧式調整器 ①閉塞圧力 1-3) 張力式ガス放出防止型単段減圧式調整器 ②閉塞圧力 (2)～(7) 略 (8) ガス漏れ警報遮断装置 8-1) 略 8-2) 制御部	XX I 管理検査抜取表（LIA-140-7） (1) 調整器 1-1) 単段減圧式調整器 ①閉そく圧力 1-3) 張力式ガス放出防止型単段減圧式調整器 ②閉そく圧力 (2)～(7) 略 (8) ガス漏れ警報遮断装置 8-1) 略 8-2) 制御部																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ロットを形成する個数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">抜 取 個 数</td> <td>構 造 検 査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>表 示</td> </tr> <tr> <td>説 明 書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作 動 性 能</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		ロットを形成する個数		抜 取 個 数	構 造 検 査	(削除)	表 示	説 明 書	作 動 性 能		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ロットを形成する個数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">抜 取 個 数</td> <td>構 造 検 査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気 密 検 査</td> </tr> <tr> <td>表 示</td> </tr> <tr> <td>説 明 書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作 動 性 能</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		ロットを形成する個数		抜 取 個 数	構 造 検 査	気 密 検 査	表 示	説 明 書	作 動 性 能	
区 分																							
ロットを形成する個数																							
抜 取 個 数	構 造 検 査																						
	(削除)																						
	表 示																						
	説 明 書																						
作 動 性 能																							
区 分																							
ロットを形成する個数																							
抜 取 個 数	構 造 検 査																						
	気 密 検 査																						
	表 示																						
	説 明 書																						
作 動 性 能																							
以下略	以下略																						

新	旧
<p>XXII 附 則</p>	<p>XXII 付 則</p>
<p>附 則 (平成6年4月1日制定) <u>1 この検査制度は、平成6年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>平成6年4月1日制定</u></p>
<p>附 則 (平成6年10月1日改正) <u>1 この改正は、平成6年10月1日から施行する。</u> <u>2 品目(配管用フレキ管・継手、ガス漏れ警報遮断装置)を追加する。</u></p>	<p><u>平成6年10月1日 品目追加(配管用フレキ管・継手、ガス漏れ警報遮断装置)による改定</u></p>
<p>附 則 (平成8年5月1日改正) <u>1 この改正は、平成8年5月1日から施行する。</u> <u>2 品目(単段減圧式調整器、高圧ホース、自記圧力計)を追加する。</u></p>	<p><u>平成8年5月1日 品目追加(単段減圧式調整器、高圧ホース、自記圧力計)による改定</u></p>
<p>附 則 (平成10年4月1日改正) <u>1 この改正は、平成10年4月1日から施行する。</u> <u>2 品目(対震自動ガス遮断器、塩化ビニールホース、ホースバンド、ゴムキャップ、迅速継手、迅速継手付ゴム管及び塩化ビニールホース、ガス放出防止器、安全アダプター、ホースエンド接続具、感震自動ガス遮断装置)を追加する。</u></p>	<p><u>平成10年4月1日 品目追加(対震自動ガス遮断器、塩化ビニールホース、ホースバンド、ゴムキャップ、迅速継手、迅速継手付ゴム管及び塩化ビニールホース、ガス放出防止器、安全アダプター、ホースエンド接続具、感震自動ガス遮断装置)による改定</u></p>
<p>附 則 (平成14年4月1日改正) <u>1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>平成14年4月1日 制度見直しによる改定</u></p>
<p>附 則 (平成24年4月1日改正) <u>1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</u> <u>2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に改める。</u></p>	<p><u>平成24年4月1日 一般財団法人への移行に伴う変更 他の検査制度との整合を図るための変更</u></p>
<p>附 則 (平成29年8月1日改正) <u>1 この改正はこの改正は、平成29年8月1日から施行する。</u> <u>2 品目(塩化ビニールホース、迅速継手付ゴム管及び塩化ビニールホース、安全アダプター)を削除する。</u></p>	<p><u>平成29年8月1日 塩化ビニールホース、迅速継手付ゴム管及び塩化ビニールホース及び安全アダプターの関連事項を削除</u></p>
<p>附 則 (令和5年11月1日改正) <u>1 この改正は、令和5年11月1日から施行する。</u></p>	

新	旧
<p><u>XV</u> 申請等の様式集</p> <p>(備考) 1 この用紙の大きさは、A4とすること。</p>	<p><u>XIV</u> 申請等の様式集</p> <p>(備考) 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。</p>

新

(様式第7)

×整理番号	
×受理年月日	

管理検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

管理型検査制度（LIA-140）に基づき、下記の製品について管理検査を申請します。

品 目	
液化石油ガス 器具等の区分	
型式区分	
形 式 名	
構造、材質及び 性能の概要	
申 請 数 量	
製 造 番 号	
製 造 年 月	
第1検査合格番号	発行日
受 検 希 望 年 月 日	
受 検 希 望 場 所	
手数料(税抜き)	円
備 考	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第7)

×整理番号	
×受理年月日	

管理検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

管理型検査制度（LIA-140）に基づき、下記の製品について管理検査を申請します。

品 目					
液化石油ガス 器具等の区分					
型式区分					
形 式 名					
構造、材質及び 性能の概要					
申 請 数 量					
製 造 番 号					
製 造 年 月					
第1検査合格番号	発行日				
受 検 希 望 年 月 日					
受 検 希 望 場 所					
手 数 料	円	消費税	円	合計	円
備 考					

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新

(様式第12)

×整理番号	
×受理年月日	

証票管理責任者登録届出書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

管理型検査制度(LIA-140)に基づき、次のとおり証票管理責任者の登録を届け出します。

- 1 事業所の名称及び住所
- 2 対象品目
- 3 証票管理責任者の氏名
- 4 証票管理責任者の所属部署及び役職名

証票管理責任者変更届出受付証

この通知を以て、上記のとおり証票管理責任者として登録し、前任者の登録を抹消します。

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第12)

×整理番号	
×受理年月日	

証票管理責任者登録届出書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

管理型検査制度(LIA-140)に基づき、次のとおり証票管理責任者の登録を届け出します。

- 1 事業所の名称及び住所
- 2 対象品目
- 3 証票管理責任者の氏名
- 4 証票管理責任者の所属部署及び役職名

検査責任者変更届出受付証

この通知を以て、上記のとおり検査責任者として登録し、前任者の登録を抹消します。

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

- (備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

以上